

(案)

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程の一部を改正する規程

令和3年度九大規程第 号
制定：令和4年 月 日

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程（平成22年度九大規程第153号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に照合する</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>をいう。以下同じ。</u>）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>照合する</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>をいう。</u>）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>(九州大学職員等の利用)</p> <p>第27条 文書館は、九州大学の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、<u>法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して九州大学が発行する身分証の提示及び担当管理職が決裁した利用申込書の提出を求める。ただし、九州大学の文書管理システムを用いて利用申込書が提出された場合には、身分証の提示を要しないものとする。</u></p> <p>2 <u>九州大学の役員又は職員である利用請求者が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、閲覧室以外の場所に持ち出して閲覧することを希望した場合は、文書館は、第18条の規定に関わらず、30日以内を限度として、その持出し及び閲覧を認めることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(九州大学職員等の利用)</p> <p>第27条 文書館は、九州大学の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、<u>特定歴史公文書等の利用を申し出た場合には、当該利用請求者に対して身分証の提示及び所定の利用申込書の提出を求めた上で、利用させるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による利用申出者が、閲覧室以外の場所での閲覧を希望した場合は、第18条の規定に関わらず、30日以内を限度として、その閲覧を認めることができる。</u></p> <p>(同左)</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。